

新発田市中小企業活性化の推進のため 新発田市議会に陳情

去る十一月二十日(月)、

新発田商工会議所、紫雲

寺・豊浦・加治川各商工

会は、経済状況の悪化を

受けて地元中小企業が直

面する緊急性を要する問

題・課題の早期解決につ

いて新発田市議会二階堂

馨議長へ陳情しました。

陳情書では「新発田市

中小企業活性化推進基本

条例」をもとに地元発注

機会の拡大も含め入札制

度の要件の改正等、新道・

中小企業金融円滑化法の概要について

中小企業者や住宅資金

借入者に対する金融の円

滑化を図るため、「中小

企業者等に対する金融の

円滑化を図るための臨時

措置に関する法律」(中

小企業金融円滑化法)が

平成二十一年十二月四日

から施行されました。

概要については次の通

りです。

一、金融機関の努力義務

○金融機関は中小企業又

は住宅ローンの借り手

から申込みがあった場

合には、貸付条件の変

更等を行うよう努める。

二、金融機関自らの取組み

○金融機関の責務を遂行

するための体制整備

○実施状況と体制整備状

況等の開示。

三、行政上の対応

○実施状況当局への報告

(行政庁はこれを取りま

とめ公表する)

四、信用補完事業の充実

のための措置

○政府は、信用保証制度

の充実(「条件変更対

応保証」の新設)など、

必要な措置を講じる。

五、施行機関

○法案は、平成二十三年三

月までの時限措置とする。

掛蔵の活性化の推進、
緊急保証制度の内容
の拡充の他、観光面
での更なる全市的な
取り組みシステムの
構築、並びに市内中
小企業の活性化を機
能的、起動的に推進
する機関の設置など
について陳情しました。

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金) の要件緩和について

雇用調整助成金(中小

企業緊急雇用安定助成金

の要件緩和について以下の

とおり要件緩和を行いま

した。

〔生産量要件の緩和〕

雇用調整助成金(中小

企業緊急雇用安定助成金)

について、現行の生産量

要件(売上高又は生産量

の最近三ヶ月の月平均値

がその直前三ヶ月又は前

年同期に比べ五%以上減

少していること(ただし

直近の決算等の経常損益

が赤字であれば五%未満

の減少でも可)を満たす

事業所に加え、対象期間

(事業主の方が初回の計

画届を提出した際に自ら



二階堂議長に陳情書を提出する佐藤会頭(右)

指定する助成対象となる

期間(二年間)をいい、生

産量要件は対象期間ごと

(二年ごと)に確認します。

初日が平成二十一年十二

月二日から平成二十二年

十二月一日の間にあるも

のに限り、「売上高又は

生産量の最近三ヶ月間の

月平均値が前々年同期に

比べ十%以上減少し、直

近の決算等の経常損益が

赤字である中小企業」に

ついても利用が可能にな

ります。

お問合せ先

新発田公共職業安定所

TEL 二七・六六七七